

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十八年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）	
有限会社援農甲立ファーム	安芸高田市甲田町上甲立四九八番地	安芸高田市甲田町浅塚字東田二〇二番	二、〇七五	
有限会社桑田の庄	安芸高田市美土里町桑田七六〇番地	安芸高田市美土里町桑田字馬之谷一〇四九番五ほか五筆	一一、〇六〇	
株式会社羽佐竹農場	安芸高田市高宮町原田一六三八番地	安芸高田市美土里町本郷字陰地一四六三番一	一、九八三	
株式会社トペコおぼら	安芸高田市甲田町下小原三〇二七番地二	安芸高田市甲田町下小原字中河原二六九三番一ほか四筆	八、〇五五	
有限会社時川プロダクト	安芸高田市向原町戸島字八東戸二九一六番地	安芸高田市向原町戸島字具路八八八番一ほか三筆	八、八〇九	
黒田 浩樹	安芸高田市高宮町原田三〇四三番地	安芸高田市高宮町原田字猪掛二八三七番一ほか二筆	二、一三七	
舛岡 康浩	安芸高田市高宮町原田四一二三番地	安芸高田市高宮町房後字新開一三三四番ほか五筆	五、一九〇	
農事組合法人石本農場	山県郡北広島町志路原船峠七九番地	山県郡北広島町志路原字掛田一〇〇六六番一ほか九筆	一八、一三七	
農事組合法人すなだ	世羅郡世羅町大字別迫七〇六番地二	世羅郡世羅町大字別迫字三島五六〇番ほか五筆	一三、五三五	
農事組合法人せら青近	世羅郡世羅町大字青近一二九六番地	世羅郡世羅町大字青近字才京一一五三番一	一、〇三〇	
農事組合法人大福ファーム	世羅郡世羅町小国三九六九番地	世羅郡世羅町大字小国字福原三七一〇番ほか四筆	五、九四六	
農事組合法人穂MINORI	世羅郡世羅町大字下津田二三七〇番地	世羅郡世羅町大字下津田字神鳥四九四番二ほか四筆	七、一二七	
株式会社中電ワークドファーム	広島市中区小網町六番一二号	世羅郡世羅町大字下津田字岩丸一〇二二七番一三ほか五筆	四一、四九七	
宗広 正美	世羅郡世羅町津口甲一五七四番地二	世羅郡世羅町大字津口字半田三一八番二ほか二筆	四、一〇七	

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成二十八年四月四日から平成二十八年四月十八日まで